

報道関係者各位

令和5年12月26日

産前産後期間の国民健康保険料が減額されます

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方の産前産後期間の国民健康保険料が減額されます。

- 1 内容 令和5年11月1日以降に出産する（した）人の令和6年1月以降の対象となる国民健康保険料（所得割額と均等割額）が減額されます。減免対象期間は「出産予定日又は出産日の属する月の」前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、「出産予定日又は出産日の属する月の」3か月前から6か月）です。
- 2 制度開始日 令和6年1月1日から
- 3 対象者 舞鶴市国民健康保険の被保険者で令和5年11月1日以降に出産する（した）人
- 4 その他 舞鶴市は、令和6年1月から保険医療課または西支所の窓口で申請受付を開始します。（出産予定日の6か月前から申請ができます。）

